

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、南魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年9月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
南魚沼市トレーニングセンター （旧南魚沼市農業者 トレーニングセンター）	南魚沼市下一日市31 番地1	多目的エリア （旧屋内体育館）	385.20 （旧1021.00）	平成29年4月1日